

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年8月31日
【発行者の名称】	株式会社RAVIPA (RAVIPA Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役 新井 亨
【本店の所在の場所】	東京都豊島区西池袋3-28-13 IT tower TOKYO
【電話番号】	(03)6907-3950 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 渡部 颯太
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号 虎ノ門ヒルズ 森タワー
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2321
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社RAVIPA https://ravipa.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相당한注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期(中間)	第8期(中間)	第9期(中間)	第7期	第8期
決算年月	2024年5月	2025年5月	2026年5月	2024年11月	2025年11月
売上高 (千円)	792,417	878,451	920,269	1,638,629	1,811,807
経常利益 (千円)	33,256	224,670	140,136	114,003	381,939
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益 (千円)	26,790	152,499	91,397	98,566	250,225
中間包括利益又は包括利益 (千円)	26,790	152,499	91,397	98,566	250,225
純資産額 (千円)	111,374	335,649	499,032	183,150	423,475
総資産額 (千円)	542,687	1,003,538	1,129,264	691,181	1,056,177
1株当たり純資産額 (円)	56.25	169.52	252.04	92.50	213.88
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(一)	(5.00)	(8.00)	— (一)	13.00 (5.00)
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	13.53	77.02	46.16	49.78	126.38
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	20.5	33.4	44.2	26.5	40.1
自己資本利益率 (%)	27.3	58.8	19.8	73.6	82.5
株価収益率 (倍)	37.7	6.6	11.0	10.2	4.0
配当性向 (%)	—	6.5	17.3	—	10.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	24,109	116,728	△177,876	167,202	86,396
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	4,348	49,217	△80,509	△72,560	16,538
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	125,349	161,570	84,850	85,300	89,138
現金及び現金同等物の 中間(期末)残高 (千円)	331,367	685,017	376,039	357,501	549,574
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	16 (51)	14 (9)	16 (11)	16 (40)	15 (10)

(注) 1. 第7期(中間)、第7期の1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。

4. 第7期及び第8期については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項に基づき、監査法人コスモスの監査を受けております。

5. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第7期(中間)及び第

8期（中間）については監査法人コスモスの中間監査を受けており、第9期（中間）については監査法人コスモスの期中レビューを受けております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容に重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2026年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
通販事業	1（－）
コールセンター事業	8（11）
コンサルティング事業	1（－）
レンタル事業	1（－）
全社（共通）	5（－）
合計	16（11）

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している従業員数であります。

（2）発行者の状況

2026年5月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
7（－）	37.8	2.7	4,343

セグメントの名称	従業員数（人）
通販事業	1（－）
レンタル事業	1（－）
全社（共通）	5（－）
合計	7（－）

（注）1．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3．全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している従業員数であります。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2025年12月1日から2026年5月31日）における我が国経済は、インバウンド需要の増加や雇用・所得環境の改善、政府による各種政策の効果により、緩やかに回復しております。一方で、ウクライナ・中東地域における紛争の長期化や米国の通商政策や円安の進行など、依然として先行き不透明な状況が続き、引き続き注意する必要があります。

当社グループが事業展開する化粧品に関わる商品の通信販売では、多種多様なSNS等を活用し新規顧客の獲得に努めた一方で、既存顧客の継続率向上を目指し様々な施策を講じました。また、既存商品と親和性の高い新商品の開発や販売にも力を入れており、シナジー効果による収益拡大を狙っております。

また、通販事業とのシナジー効果が期待できるコールセンター事業やコンサルティング事業はそれぞれ課題が存在しておりますが、開始間もないレンタル事業は着実にビジネスを展開しており、引き続き各事業の特性を踏まえ収益拡大を目指していきます。

これらの結果、当中間連結会計期間の売上高920,269千円（前年同期比4.8%増）、営業利益は143,184千円（前年同期比37.0%減）、経常利益は140,136千円（前年同期比37.6%減）、親会社株主に帰属する中間純利益は91,397千円（前年同期比40.1%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

①通販事業

通販事業におきましては、インフレの進行により消費者マインドに落ち込みが見られましたが、SNSを中心に様々な広告宣伝に取り組みました。また既存商品のみならず、消費者のニーズに沿った新商品の開発・販売を開始いたしました。今後も、新規顧客の増加、既存顧客の継続率向上を念頭に展開することで収益拡大を目指していきます。

通販事業における売上高は732,676千円（前年同期比1.1%増）、セグメント利益は188,859千円（前年同期比20.3%減）となりました。

②コールセンター事業

コールセンター事業におきましては、通販事業に特化したコールセンター受注業務を請け負っておりますが、クライアントの通販事業撤退の影響を受け、収益改善の余地が大きい状況となりました。今後も引き続き、クライアントに対しより良いサービスの提供を行うことで規模の拡大に努めます。

コールセンター事業における売上高は109,187千円（前年同期比12.9%減）、セグメント利益は36,147千円（前年同期比36.6%減）となりました。

③コンサルティング事業

コンサルティング事業におきましては、通販事業の新規立ち上げや業務効率の改善についてコンサルティング支援業務を行うことにより、収益を確保しています。積極的なセミナーの開催や伴走コンサルによって収益は増加傾向にあります。

コンサルティング事業の売上高は15,997千円（前年同期比78.2%増）、セグメント利益は6,793千円（前年同期比73.4%増）となりました。

④レンタル事業

レンタル事業におきましては、病院や介護施設の患者様や入居者様向けにお洒落着をレンタルする当事業の利用者数は底堅い動きを示しております。引き続きストック型ビジネスの強みを活かし、安定した収益の確保を目指していきます。

レンタル事業における売上高は62,408千円（前年同期比337.1%増）、セグメント利益は2,133千円（前年同期比71.0%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は376,039千円（前連結会計年度末比173,535千円減少）となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、使用した資金は177,876千円（前年同期は116,728千円の獲得）となりました。主な内訳は、税金等調整前中間純利益の計上140,136千円に加え、売上債権の増加額56,228千円、レンタル資産の取得による支出108,747千円、法人税等の支払額96,948千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は80,509千円（前年同期は49,217千円の獲得）となりました。主な内訳は、差入保証金の回収による収入6,783千円、有形固定資産の取得による支出86,972千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は84,850千円（前年同期は161,570千円の獲得）となりました。内訳は、長期借入れによる収入200,000千円、短期借入金の返済による支出5,004千円、長期借入金の返済による支出94,306千円、配当金の支払額15,840千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

（1）生産実績

当社グループは、生産活動を行っていないため該当事項はありません。

（2）受注状況

当社グループは、受注活動を行っていないため該当事項はありません。

（3）販売実績

第9期中間連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	販売高（千円）	前年同期比（％）
通販事業	732,676	101.1
コールセンター事業	109,187	87.1
コンサルティング事業	15,997	178.2
レンタル事業	62,408	437.1
合計	920,269	105.3

（注） 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は10%以上となる相手先がないため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

2026年2月27日の発行者情報公表後、当中間連結会計期間において重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2026年2月27日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当J-Adviserとの契約について>

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。

当社では、フィリップ・キャピタル証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2021年11月29日にフィリップ・キャピタル証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<担当J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ・キャピタル証券株式会社（以下「乙」という）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について 困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a)甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b)甲が前号cに規定する合意を行った場合
当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a)当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b)前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の 全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3日（休業日を除外する）の日
 - (a)TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b)上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合
当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全

性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社は、EC商品について外部委託先に製造を委託しており、EC商品に関する研究開発活動は行っておりませんが、お客様の課題解決に向けた商品企画を行っております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

（流動資産）

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は766,961千円で、前連結会計年度末に比べ72,961千円減少しております。売掛金の増加56,228千円、商品の増加28,597千円、現金及び預金の減少173,535千円が主な変動要因であります。

（固定資産）

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は362,302千円で、前連結会計年度末に比べ146,047千円増加しております。レンタル資産の増加144,468千円が主な変動要因であります。

（流動負債）

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は329,328千円で、前連結会計年度末に比べ61,871千円減少しております。1年内返済予定の長期借入金の増加50,016千円、未払法人税等の減少52,600千円、未払金の減少46,693千円が主な変動要因であります。

（固定負債）

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は300,903千円で、前連結会計年度末に比べ59,401千円増加しております。長期借入金の増加55,678千円が主な変動要因であります。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産の残高は499,032千円で、前連結会計年度末に比べ75,557千円増加しております。利益剰余金の増加75,557千円が変動要因であります。

（３）経営成績の分析

「1 業績等の概要（1）業績」に記載のとおりであります。

（４）キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要（2）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1) 発行者

当中間連結会計期間において、主としてレンタル資産の取得76,960千円の設備投資を行いました。

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2026年5月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年8月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,900,000	5,920,000	1,980,000	1,980,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式数 100株
計	7,900,000	5,920,000	1,980,000	1,980,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2025年12月1日～ 2026年5月31日	—	1,980,000	—	9,900	—	—

(6)【大株主の状況】

2026年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
新井 亨	埼玉県川越市	898,800	45.39
統合アセットマネジメント株式会社	東京都港区海岸1-11-1	600,000	30.30
ARAIインベストメント合同会社	埼玉県川越市脇田本町16-5	376,200	19.00
鈴木 浩喜	埼玉県川口市	100,000	5.05
江口 智亮	東京都新宿区	4,900	0.25
有限会社ハートサービス	埼玉県桶川市2-6-15	100	0.01
計	—	1,980,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,980,000	19,800	単元株式数 100株
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,980,000	—	—
総株主の議決権	—	19,800	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

(1) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) における取引価格であります。

2. 2025年12月から2026年5月において、売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、本中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。また、当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年12月1日から2026年5月31日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年11月30日)	当中間連結会計期間 (2026年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	599,574	426,039
売掛金	135,941	192,169
商品	78,001	106,599
貯蔵品	16,068	23,399
その他	10,336	18,754
流動資産合計	839,923	766,961
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	3,912	15,837
工具、器具及び備品（純額）	630	2,348
レンタル資産（純額）	134,618	279,087
リース資産（純額）	13,953	12,534
有形固定資産合計	153,114	309,807
投資その他の資産		
関係会社株式	4,900	4,900
差入保証金	45,463	38,999
繰延税金資産	12,616	8,225
その他	160	370
投資その他の資産合計	63,139	52,495
固定資産合計	216,254	362,302
資産合計	1,056,177	1,129,264

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年11月30日)	当中間連結会計期間 (2026年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,595	10,283
短期借入金	8,332	3,328
1年内返済予定の長期借入金	138,660	188,676
リース債務	2,943	3,017
未払金	97,808	51,114
未払費用	16,632	16,042
未払法人税等	96,948	44,348
未払消費税等	14,484	3,801
契約負債	169	260
賞与引当金	4,391	4,953
その他	3,234	3,502
流動負債合計	391,199	329,328
固定負債		
長期借入金	226,015	281,693
リース債務	13,068	11,540
資産除去債務	2,419	7,670
固定負債合計	241,502	300,903
負債合計	632,702	630,231
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,900	9,900
利益剰余金	413,575	489,132
株主資本合計	423,475	499,032
純資産合計	423,475	499,032
負債純資産合計	1,056,177	1,129,264

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月 1 日 至 2026年 5 月31日)
売上高	878,451	920,269
売上原価	157,198	212,361
売上総利益	721,253	707,908
販売費及び一般管理費	※ 494,133	※ 564,724
営業利益	227,119	143,184
営業外収益		
受取利息	182	710
その他	48	338
営業外収益合計	230	1,049
営業外費用		
支払利息	2,594	4,097
その他	85	0
営業外費用合計	2,679	4,097
経常利益	224,670	140,136
特別利益		
固定資産売却益	5,000	—
特別利益合計	5,000	—
税金等調整前中間純利益	229,670	140,136
法人税、住民税及び事業税	63,303	44,348
法人税等調整額	13,867	4,391
法人税等合計	77,170	48,739
中間純利益	152,499	91,397
親会社株主に帰属する中間純利益	152,499	91,397

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31 日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月 1 日 至 2026年 5 月31 日)
中間純利益	152,499	91,397
中間包括利益 (内訳)	152,499	91,397
親会社株主に係る中間包括利益	152,499	91,397

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	229,670	140,136
減価償却費	4,179	44,238
受取利息	△182	△710
支払利息	2,594	4,097
固定資産売却益	△5,000	—
売上債権の増減額 (△は増加)	9,335	△56,228
リース投資資産の増減額 (△は増加)	1,382	—
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△15,375	△35,928
レンタル資産の取得による支出	△42,946	△108,747
仕入債務の増減額 (△は減少)	4,676	2,687
リース債務の増減額 (△は減少)	△1,382	△1,453
未払金の増減額 (△は減少)	△40,198	△46,693
未払費用の増減額 (△は減少)	△786	△590
未払消費税等の増減額 (△は減少)	6,152	△10,683
契約負債の増減額 (△は減少)	△161	91
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△417	561
その他	△441	△8,123
小計	151,097	△77,344
利息の受取額	182	710
利息の支払額	△2,674	△4,294
法人税等の支払額	△32,122	△96,948
法人税等の還付額	244	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	116,728	△177,876
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△50,000	—
有形固定資産の取得による支出	—	△86,972
有形固定資産の売却による収入	5,000	—
差入保証金の差入による支出	—	△320
差入保証金の回収による収入	14,217	6,783
出資金の売却による収入	80,000	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	49,217	△80,509
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	△11,650	△5,004
長期借入れによる収入	360,000	200,000
長期借入金の返済による支出	△186,780	△94,306
配当金の支払額	—	△15,840
財務活動によるキャッシュ・フロー	161,570	84,850
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	327,516	△173,535
現金及び現金同等物の期首残高	357,501	549,574
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 685,017	※ 376,039

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)
給料手当	17,469千円	15,024千円
広告宣伝費	273,587千円	322,550千円
賞与引当金繰入額	1,834千円	2,469千円
支払手数料	63,216千円	70,753千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年7月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	9,900	5.00	2025年5月31日	2025年8月15日

当中間連結会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年2月27日 株主総会	普通株式	利益剰余金	15,840	8.00	2025年11月30日	2026年3月2日

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年7月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	15,840	8.00	2026年5月31日	2026年8月15日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)
現金及び預金	735,017千円	426,039千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△50,000千円	△50,000千円
現金及び現金同等物	685,017千円	376,039千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2024年12月1日 至 2025年5月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	通販事業	コール センター 事業	コンサ ルティ ング 事業	レンタ ル事業	計			
売上高								
一時点で移転される財	724,995	—	—	—	724,995	4,839	—	729,835
一定の期間にわたり移転される財	—	125,361	8,978	14,276	148,615	—	—	148,615
顧客との契約から生じる収益	724,995	125,361	8,978	—	859,335	4,839	—	864,174
その他の収益 (注) 4	—	—	—	14,276	14,276	—	—	14,276
外部顧客への売上高	724,995	125,361	8,978	14,276	873,611	4,839	—	878,451
セグメント間の内部売上高又は振替高	12,180	30,000	5,100	—	47,280	—	△47,280	—
計	737,175	155,361	14,078	14,276	920,891	4,839	△47,280	878,451
セグメント利益又は損失 (△)	237,034	57,032	3,918	7,364	305,350	△5,089	△73,141	227,119

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲食事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失 (△) の調整額△73,141千円は、セグメント間の取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

3. セグメント利益又は損失 (△) の合計額は、中間連結財務諸表の営業利益と一致しております。

4. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づき、収益を認識しております。

当中間連結会計期間（自 2025年12月 1 日 至 2026年 5 月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	中間連結財務 諸表計上額 (注) 2
	通販事業	コール センター 事業	コンサル ティング 事業	レンタル 事業	計		
売上高							
一時点で移転される財	732, 676	—	—	—	732, 676	—	732, 676
一定の期間にわたり 移転される財	—	109, 187	15, 997	62, 408	187, 593	—	187, 593
顧客との契約から 生じる収益	732, 676	109, 187	15, 997	—	857, 860	—	857, 860
その他の収益 (注) 3	—	—	—	62, 408	62, 408	—	62, 408
外部顧客への売上高	732, 676	109, 187	15, 997	62, 408	920, 269	—	920, 269
セグメント間の内部 売上高又は振替高	15, 300	36, 000	5, 100	—	56, 400	△56, 400	—
計	747, 976	145, 187	21, 097	62, 408	976, 669	△56, 400	920, 269
セグメント利益	188, 859	36, 147	6, 793	2, 133	233, 934	△90, 750	143, 184

(注) 1. セグメント利益の調整額△90, 750千円は、セグメント間の取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益の合計額は、中間連結財務諸表の営業利益と一致しております。

3. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)に基づき、収益を認識しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「注記事項 (セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)
1株当たり中間純利益	77円02銭	46円16銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年12月1日 至 2026年5月31日)
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	152,499	91,397
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	152,499	91,397
普通株式の期中平均株式数(株)	1,980,000	1,980,000

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入)

当社は、2026年6月15日開催の取締役会において、長期運転資金に充当する目的で、以下の借入を行うことを決議し、2026年6月30日付で実行しております。

借入先	株式会社群馬銀行	株式会社武蔵野銀行	
借入金額	100,000千円	40,000千円	80,000千円
借入金利	基準金利＋スプレッド		
借入実行日	2026年6月30日	2026年6月30日	2026年6月30日
返済期限	2031年6月10日	2029年6月10日	2031年6月10日
担保の有無	無	無	無
保証の有無	無	無	無

(新規子会社設立)

1. 新規子会社設立の目的

当社は、これまでD2Cによる通販事業を通じて蓄積してきた商品開発力、マーケティング、顧客分析の知見を活用し、卸売事業者向けにBtoB領域での商品企画・開発・供給を行う体制を強化するため、新たに子会社を設立いたします。新会社では、事業者ニーズに応じたOEM・ODM商品の企画・開発を推進し、販路の多角化と収益基盤の拡大を図ります。これにより、当社グループ全体として事業領域の拡大と安定的な成長を実現してまいります。

2. 設立する子会社の概要

(1) 会社名	株式会社BELNIA	
(2) 本社所在地	東京都豊島区西池袋3-28-13 IT tower TOKYO	
(3) 代表者	代表取締役 新井亨	
(4) 資本金	3,000,000円	
(5) 出資比率	当社100%	
(6) 決算期	11月	
(7) 設立日	2026年8月10日	
(8) 主な事業内容	卸売事業等	
(9) 上場会社と当該会社との関係	資本関係	当社100%出資の子会社となります。
	人的関係	当社代表取締役の新井亨が代表取締役として兼務する予定です。
	取引関係	新会社のため該当事項はありません。

3. 子会社設立の日程

(1) 取締役会決議日	2026年7月15日
(2) 設立日	2026年8月10日
(3) 事業開始日	2026年8月

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026 年 8 月 31 日

株式会社 RAVIPA
取締役会 御中

監査法人 コスモス
愛知県名古屋市

指 定 社 員 公認会計士 小室 豊和
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 寺島 洋希
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 RAVIPA の 2025 年 12 月 1 日から 2026 年 11 月 30 日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025 年 12 月 1 日から 2026 年 5 月 31 日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 RAVIPA 及び連結子会社の 2026 年 5 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上